

千葉県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程

平成13年5月25日
公安委員会規程第2号

千葉県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程を次のように定める。

千葉県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られた苦情の取扱いに関し、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条及び苦情の申出の手續に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務執行に対する苦情 千葉県警察職員（以下「職員」という。）が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。
- (2) 一般的苦情 職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

(受理)

第3条 文書により申し出られた苦情の受理は、千葉県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）のほか千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）又は警察署警務課において行うものとする。

- 2 広報県民課又は警察署警務課において前項の苦情を受理した場合は、速やかに公安委員会補佐室に当該文書を送付するものとする。
- 3 公安委員会に対して文書によらないで申し出られた苦情は、申出を受けた職員が受理するものとする。
- 4 所属（千葉県警察本部の部に置かれる課若しくはこれに準ずる室、隊等の組織又は警察署をいう。以下同じ。）の長は、その所属の職員が前項の苦情を受理した場合には、速やかに千葉県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室長（以下「公安委員会補佐室長」という。）に送付するものとする。
- 5 公安委員会補佐室長は、公安委員会補佐室において受理し、又は送付を受けた苦情について、苦情受理簿（別記様式）に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

(受理報告)

第4条 公安委員会補佐室長は、職務執行に対する苦情について、その受理状況を集約・整理した上で公安委員会に報告するものとする。ただし、定型的な処理その他迅速な処理が可能なものについては、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置（以下「調査等」

という。)を講じた後、その結果と併せて受理の報告をすることができる。

(処理)

第5条 公安委員会は、職務執行に対する苦情について、千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）に調査等を行うよう指示するものとする。

2 本部長は、前項の調査等の結果を公安委員会補佐室長を経由して、公安委員会に報告するものとする。

3 公安委員会補佐室長は、一般的苦情について、千葉県警察本部総務部広報県民課長を経由して関係する所属の長に調査等及び処理結果の通知（公安委員会補佐室長が、自ら通知するものを除く。）を依頼するものとする。

4 公安委員会補佐室長は、一般的苦情の調査等及び通知の結果を集約・整理した上で公安委員会に報告するものとする。

(処理結果の通知)

第6条 公安委員会は、職務執行に対する苦情について、本部長の報告に基づき、処理結果の通知内容を決定し、次の各号により公安委員会補佐室において申出者に対し通知させるものとする。

(1) 文書により申し出られた苦情の処理結果については、郵送等の方法により文書で通知する。

(2) 文書によらないで申し出られた苦情の処理結果については、文書その他適当な方法により通知するものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

ア 法第79条第2項各号のいずれかに該当するとき。

イ 申出者が通知を求めていると認められるとき。

ウ 申出者の氏名が明らかでないとき。

2 通知文書には、申し出られた苦情に係る事実関係の有無その他必要な事項を記載するものとする。ただし、申出内容等によっては適宜な内容とすることができる。

3 一般的苦情の処理結果については、公安委員会補佐室の職員又は所属の長若しくは所属の長が指定する職員が適宜の方法により申出者に通知することができる。

(委任)

第7条 この規程の施行のため必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

※ 様式省略